

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年11月29日(2018.11.29)

【公表番号】特表2018-503465(P2018-503465A)

【公表日】平成30年2月8日(2018.2.8)

【年通号数】公開・登録公報2018-005

【出願番号】特願2017-540079(P2017-540079)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/22 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/22

【手続補正書】

【提出日】平成30年10月22日(2018.10.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

長尺体の遠位部分の周りに配設された複数の延長部を備え、前記複数の延長部が各々、0.01～500ミクロンの間隔で配置された表面実装突起のアレイを含んで成る、生体管における閉塞物を回収するための装置。

【請求項2】

前記複数の延長部の一延長部の少なくとも一部分は前記表面実装突起のアレイによって覆われている、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記一部分は前記延長部の近位部分である、請求項2に記載の装置。

【請求項4】

前記突起は前記延長部の表面に対して傾斜している、請求項1に記載の装置。

【請求項5】

前記傾斜の角度は、前記複数の延長部が閉塞物と接触し、生体管中を近位方向に引かれるときに、前記突起が閉塞物に侵入するよう選択されている、請求項4に記載の装置。

【請求項6】

前記表面実装突起には1つ以上のフックが形成されている、請求項1に記載の装置。

【請求項7】

前記表面実装突起は先端から基部に向かって直径が漸減している、請求項1に記載の装置。

【請求項8】

前記表面実装突起はその長さに沿って隆起を含む、請求項1に記載の装置。

【請求項9】

前記延長部は、生体管における閉塞物を通過して遠位方向に進むときに、前記長尺体に対して折り畳むことができる、請求項1に記載の装置。

【請求項10】

装置が生体管における閉塞物内に配置されて近位方向に引かれるときに、前記延長部は半径方向外側に広がる、請求項1に記載の装置。

【請求項11】

前記延長部の一部分の内面は凹状である、請求項1に記載の装置。

【請求項 1 2】

前記延長部の一部分の内面はテクスチャ化されている、請求項1に記載の装置。

【請求項 1 3】

前記延長部は第1材料から構成され、さらに、前記突起は第2材料（または同一材料）から構成される、請求項1に記載の装置。

【請求項 1 4】

前記第1材料は前記第2材料より軟質である、請求項1_3に記載の装置。

【請求項 1 5】

前記突起は長さが1～50ミクロンである、請求項1に記載の装置。